

答弁書第四三号

内閣参質一七三第四三号

平成二十一年十一月二十四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田五月 殿

参議院議員山谷えり子君提出日本教職員組合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山谷えり子君提出日本教職員組合に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

文部科学省としては、学校教育における我が国の領土問題及び国民の祝日に係る事項の取扱い並びに道徳教育については、学習指導要領等に基づき、各学校において適切に指導が行われるべきものと考えている。

四について

教育委員会の所管に属する学校の職員の任免その他の人事に関するについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第三号において教育委員会の職務権限とされており、文部科学省としては、教育委員会の権限と責任において適切に行われているものと考えている。

五について

お尋ねの発言については、個別の議員の発言でもあり、また、その真意を測りかねること等から、お答えすることは差し控えたい。

